

<タイ税務・会計情報>

BOI 事業の欠損金繰越・使用方法について

2009年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

1. 法令名	1
2. 法令の趣旨と背景	1
3. 日系企業への影響	2

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地会計コンサルティング会社Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.に作成委託し、2009年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

<タイ税務・会計情報>

BOI 事業の欠損金繰越・使用方法について

1. 法令名

BOARD OF TAXATION RULING NO.38/2552
RE: CORPORATE INCOME TAX: THE CASE OF INCLUDING NET LOSS
OF BOI BUSINESS TO DEDUCT FROM NET PROFIT AFTER THE
PERIOD OF CORPORATE TAX EXEMPTION.

税務審議会決定 NO .38/2552

「法人税免除期間後利益から控除できる BOI 事業の損失がある場合の法人税上の取り扱いについて」

2. 法令の趣旨と背景

タイの税務当局である歳入局と投資委員会（THE BOARD OF INVESTMENT: BOI）との間で以下の事項が争点となっていた。

- BOI 奨励事業が複数あり、ある会計期間において、利益が生じている事業と損失が生じている事業がある場合、その損失を同期間中に生じた非奨励事業（NON-BOI）の利益と相殺できるか否か（BOI 事業の損益通算について）
- 法人税免税期間終了後さらに 5 年間に於いて法人税が 50%軽減される会社が BOI 事業から生じた繰越欠損金を有している場合、その繰越欠損金をまず非奨励事業の利益から控除することができるか否か（50%減税適用がある場合の繰越欠損金使用について）

税務審議会は、2009 年 2 月 13 日付の会議で上記 2 つの争点に対して以下のように結論を出した。

- BOI 事業の損益通算について

2つの BOI 奨励事業 (B-1) と (B-2) および非奨励事業 (NON-B) があり、ある会計期間に以下のような (損) 益状態であったと仮定する。

B-1	B-2	BOI 通算	NON-B	全社合計
(20)	30	10	10	20

以前は、B-1 の損失(20)の内(10)を NON-B の 10 と相殺できると解釈されていたが、審議会は、BOI 奨励事業の損益を通算して損失が生じている場合のみ NON-B の利益から控除できると決定した。すなわち、上記の場合、BOI 通算は、10 の利益であり、損失が生じていないため、NON-B の 10 と相殺できず、法人税が課税されることになる。

- 50%減税適用がある場合の繰越欠損金の使用

BOI 事業繰越欠損金	50%軽減 BOI 事業利益	NON-BOI 事業利益
(50)	100	80

以上のように、今期において、法人税が 50%軽減される BOI 事業に 100 の利益、非奨励事業に 80 の利益が生じている状況で、BOI 事業に繰越欠損金(50)を持っている場合、以前は、繰越欠損金(50)を非奨励事業の利益 80 から控除できると解釈されていた。しかし、審議会は、BOI から生じた繰越欠損金は、まず、BOI 事業利益 100 から控除しなければならないと定めた。したがって、上記の場合、非奨励事業の利益 80 には、30%の法人税が課されることになる。

3. 日系企業への影響

BOI 事業を複数持つすべての企業に影響する重要な税務審議会決定である。しかも、以上 2 つの決定は、納税者不利となる決定である。これらの問題は、過去から存在した問題であり、ほとんどの企業は、納税者有利な方法で欠損金を使用してきたと考えられ、今回の決定とは異なる処理を行ってきたのではないかと推測される。

問題は、歳入局が過去に遡及して修正申告を迫る実務を展開するか否かである。そのような実務を強制すれば相当の混乱を招くと懸念されるが、今後の情報に要注意である。

(報告書作成委託先現地会計コンサルティング会社：Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.)